

社債権者集会決議認可公告

2025 年 8 月 28 日

株式会社マクロミル

第 4 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

第 5 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

第 6 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

第 7 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）

第 8 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）

社債権者 各位

社債権者集会招集者

株式会社マクロミル

代表取締役社長 佐々木 徹

当社が 2021 年 6 月 23 日に発行した株式会社マクロミル第 4 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP386303BM65）（以下「第 4 回無担保社債」といいます。）、2023 年 6 月 7 日に発行した株式会社マクロミル第 5 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP386303AP63）（以下「第 5 回無担保社債」といいます。）及び株式会社マクロミル第 6 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP386303BP62）（以下「第 6 回無担保社債」といいます。）、並びに 2024 年 7 月 4 日に発行した株式会社マクロミル第 7 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）（ISIN コード：JP386303AQ70）（以下「第 7 回無担保社債」といいます。）及び株式会社マクロミル第 8 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）（ISIN コード：JP386303BQ79）（以下「第 8 回無担保社債」といいます。）に関する 2025 年 7 月 31 日開催の各社債権者集会でなされた下記の各決議について、それぞれ、東京地方裁判所の認可決定を得ましたので、会社法第 735 条の規定に基づき、公告いたします。

記

(1) 第4回無担保社債に係る社債権者集会

①決議された議案の内容

第4回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

変更前	変更後
8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2026年6月23日</u> （以下「償還期日」という。）にその総額を償還する。 (以下省略)	8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2025年9月30日</u> （以下「償還期日」という。）にその総額を償還する。 (以下省略)
9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2021年12月23日</u> を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各23日にその日までの前半か年分を支払う。 (以下省略)	9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2021年12月23日</u> を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各23日にその日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2025年6月24日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

②裁判所の認可決定

東京地方裁判所 令和7年(ヒ)第511号 社債権者集会決議認可申立事件に係る東京地方裁判所民事第8部 令和7年8月25日付決定

(2) 第5回無担保社債に係る社債権者集会

①決議された議案の内容

第5回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

変更前	変更後
8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2026年6月5日</u> (以下「償還期日」という。) にその総額を償還する。 (以下省略)	8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2025年9月30日</u> (以下「償還期日」という。) にその総額を償還する。 (以下省略)
9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2023年12月7日</u> を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各7日にその日までの前半か年分を支払う。 (以下省略)	9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2023年12月7日</u> を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各7日にその日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2025年6月8日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

②裁判所の認可決定

東京地方裁判所 令和7年(ヒ)第512号 社債権者集会決議認可申立事件に係る東京地方裁判所民事第8部 令和7年8月14日付決定

(3) 第6回無担保社債に係る社債権者集会

①決議された議案の内容

第6回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

変更前	変更後
8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2028年6月7日</u> (以下「償還期日」という。) にその総額を償還する。 (以下省略)	8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2025年9月30日</u> (以下「償還期日」という。) にその総額を償還する。 (以下省略)
9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2023年12月7日</u> を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各7日にその日までの前半か年分を支払う。 (以下省略)	9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2023年12月7日</u> を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各7日にその日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2025年6月8日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

②裁判所の認可決定

東京地方裁判所 令和7年(ヒ)第513号 社債権者集会決議認可申立事件に係る東京地方裁判所民事第8部 令和7年8月20日付決定

(4) 第7回無担保社債に係る社債権者集会

①決議された議案の内容

第7回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

変更前	変更後
8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2027年7月2日</u> (以下「償還期日」という。) にその総額を償還する。 (以下省略)	8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2025年9月30日</u> (以下「償還期日」という。) にその総額を償還する。 (以下省略)
9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2025年1月4日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月及び7月の各4日にその日までの前半か年分を支払う。</u> (以下省略)	9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2025年1月4日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月及び7月の各4日にその日までの前半か年分を支払うものとし、2025年7月5日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

②裁判所の認可決定

東京地方裁判所 令和7年(ヒ)第514号 社債権者集会決議認可申立事件に係る東京地方裁判所民事第8部 令和7年8月21日付決定

(5) 第8回無担保社債に係る社債権者集会

①決議された議案の内容

第8回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

変更前	変更後
8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2029年7月4日</u> (以下「償還期日」という。) にその総額を償還する。 (以下省略)	8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2025年9月30日</u> (以下「償還期日」という。) にその総額を償還する。 (以下省略)
9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2025年1月4日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月及び7月の各4日にその日までの前半か年分を支払う。</u> (以下省略)	9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2025年1月4日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月及び7月の各4日にその日までの前半か年分を支払うものとし、2025年7月5日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

②裁判所の認可決定

東京地方裁判所 令和7年(ヒ)第515号 社債権者集会決議認可申立事件に係る東京地方裁判所民事第8部 令和7年8月13日付決定

以上